

輸 入 差 止 申 立 更 新 申 請 書
(保護対象営業秘密関係)

整理 No	
更一	—
令和	年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称
法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールアドレス【不開示】
受信用 NACCS 利用者コード【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】		令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】		(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
経済産業大臣認定書の内容	※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】			
	※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】 上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】		
※ 委任関係の変更【開示】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考となるべき事項【開示の可否：□可、□否】				

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等へ開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A4)